

# トマト加工品に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 トマト加工品の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年9月

消費者庁食品表示課

# 1 トマト加工品の個別ルール

未検討の品目

●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
<b>トマト加工品</b>	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ウスターソース類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目

●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料	△	△	検討	×		△	△	検討	
	豆乳類	●	●	×	×	●	△	●	×	
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	●	×	×	検討	
	風味調味料	△	検討	×			×	×	×	
第10回	しょうゆ	●	●	×		●			△	
	凍り豆腐	●	●	×	×	×	×	×	×	
第11回	乾めん類	●	●	×	×	×	△	△	●	
	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	
第12回	煮干魚類	●	●	×	×				×	
	食酢	●	●		×	×	△	△	△	
第12回	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	△	△	×		×			×	
	食用植物油脂	△	△	×		×			△	
	農産物漬物	△	●	△					×	

# <参考> 令和6年度個別分科会にて一度検討済みの品目の個別ルール

●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
第1回	調理冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－
第2回	チルドハンバーグステーキ	－	－	－	－	－	－	－	－
	チルドミートボール	－	－	－	－	－	－	－	－
第3回	みそ	●	●	－	－	●	－	－	●
	炭酸飲料	－	－	－	－	－	－	－	－
第4回	即席めん	－	－	－	－	－	－	－	－
	マカロニ類	●	●	－	－	●	－	－	－
第5回	ジャム類	●	●	－	－	－	●	－	●
	うに加工品	●	●	－	－	●	●	－	－
	うにあえもの	－	－	－	－	－	－	－	－
	乾燥わかめ	●	●	●	－	●	－	－	●
第6回	塩蔵わかめ	●	●	●	－	●	●	●	●
	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	－	－	－	●	●	－
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	－	－	－	●	●	－
第7回	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	－	－	－	－	●	－	－
	レトルトパウチ食品	●	－	－	－	●	－	－	●
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	－	－	●	－	－	－
	パン類	●	●	－	－	－	－	－	－
	マーガリン類	●	●	－	－	●	●	●	－

↑ここまで令和6年3月28日に基準改正済み↑

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
トマト加工品	トマト加工品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。
	トマトジュース	次に掲げるものをいう。 一 トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの（以下この表、別表第4、別表第19及び別表第20のトマト加工品の項において「トマトの搾汁」という。）又はこれに食塩を加えたもの 二 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの
	トマトミックスジュース	次に掲げるものをいう。 一 トマトジュースを主原料とし、これに、セルリー、にんじんその他の野菜類を破碎して搾汁したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの 二 トマトジュースを主原料とするもので、一に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）等（野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下この表及び別表第4のトマト加工品の項において同じ。）以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの
	トマトケチャップ	次に掲げるものをいう。 一 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 二 一に酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、糊料等（たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。）を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの
	トマトソース	次に掲げるものをいう。 一 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの 二 一に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、糊料等（野菜類以外の農畜水産物を除く。）を加えたもので可溶性固形分が8%以上25%未満のもの
	チリソース	次に掲げるものをいう。 一 トマトを刻み、又は粗く砕き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの（固形状のものを除く。）に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもので可溶性固形分が25%以上のもの 二 一にたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもので可溶性固形分が25%以上のもの

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
トマト加工品	トマト果汁飲料	次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50%以上のものをいう。 一 トマトの搾汁を希釈したもの 二 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの 三 一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等を加えたもの
	固形トマト	全形若しくは立方形状の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。
	トマトピューレー	次に掲げるものをいう。 一 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%未満のもの 二 一にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%未満のもの
	トマトペースト	次に掲げるものをいう。 一 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24%以上のもの 二 一にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24%以上のもの
	トマト	完熟した赤色の、又は赤味を帯びたトマト（ <i>Lycopersicon esculentum</i> P.Mill）の果実をいう。
	濃縮トマト	トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分が8%以上のもの
	充てん液	次に掲げるものをいう。 一 トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したものを（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの 二 水 三 一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの
	全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のことをいう。
	二つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したものをいう。
	四つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したものをいう。
	輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。
	くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。
	立方形状	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。
不定形	全形を不定形に破碎したものをいう。	

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
	名称	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 トマトジュースにあつては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあつては「トマトソース」と、チリソースにあつては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあつては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。</li> <li>二 固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあつては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と表示する。</li> </ul>
トマト加工品	原材料名	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示する。</li> <li>ロ 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。</li> <li>ハ ロの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。</li> </ul> </li> <li>二 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</li> <li>ホ 使用した砂糖類が2種類以上の場合には、この規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</li> <li>ヘ イからホまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</li> </ul>

## ○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	原材料名	<p>ニ トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。</p> <p>ロ 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあつては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示する。</p> <p>ハ トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあつては、一のロからへまでの規定に従い表示する。</p> <p>三 トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。</p> <p>ロ トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、一のロからへまでの規定に従い表示する。</p>

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

食品	名称	
トマト加工品	トマトジュース	トマトジュース
	トマトミックスジュース	トマトミックスジュース
	トマトケチャップ	トマトケチャップ
	トマトソース	トマトソース
	チリソース	チリソース
	トマト果汁飲料	トマト果汁飲料
	固形トマト	固形トマト
	トマトピューレー	トマトピューレー
	トマトペースト	トマトペースト

## ○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
	形状（固形トマトに限る。）	全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と表示し、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。
	「濃縮トマト還元」の用語（濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースに限る。）	「濃縮トマト還元」の用語を表示する。
	トマトの搾汁を濃縮した度合（トマトピューレー及びトマトペーストに限る。）	トマトの搾汁を濃縮した度合を、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります」等と表示する。
	トマトの搾汁の含有率（トマト果汁飲料に限る。）	トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、%の単位で、単位を明記して表示する。

## ○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ・名称
- ・形状
- ・原材料名
- ・添加物
- ・原料原産地名
- ・固形量
- ・内容総量
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・使用上の注意
- ・原産国名
- ・製造者

食品	表示事項	表示の方法
<p>トマト加工品</p>	<p>備考 別記様式1の備考の規定による。</p>	<p>第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、J I S Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。</li> <li>二 トマトの搾汁を濃縮した度合は、明瞭に表示する。</li> <li>三 トマトの搾汁の含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、J I S Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。</li> </ul>

## ○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示事項
<p>トマト加工品</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語</li> <li>2 「天然」又は「自然」の用語</li> <li>3 トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語</li> <li>4 「特級」の用語と紛らわしい用語</li> </ol>

## 2 業界団体等の要望の概要

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部改正	「トマトの搾汁」を新たに定義化。濃縮トマトにpH調整剤使用可能の旨を追加。トマトジュースの定義を修正。品種改良の観点から、トマトの定義を変更。固形トマトの個々の定義を削除。
別表4 個別ルール（名称）	現状維持	既に周知され消費者にも分かりやすいものとなっているため、現状維持。
別表4 個別ルール（原材料名）	一部改正	横断ルールであってもこれまでと同様の表記が可能であるものは削除、トマト果汁飲料及び固形トマトについてルールを統合。状態や素材に遡った後でも表示可能とする許容度を増す表示に修正。
別表5 名称規制	一部改正	類似商品と区別をはかりたいものに関しては現状維持。改正を希望する内容と矛盾することを記載してはならず横断ルールによって担保されるため、一部削除。
別表19 追加的な表示事項	一部改正	横断ルールで担保される箇所は削除を希望し、消費者へ有益な情報となる情報は現状維持。
別表20 表示の様式	現状維持	現行の表示で分かりやすいため、現状維持。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断ルールによって担保されているため、削除。